

■ うおぬま国際交流協会 会則 ■

制定:2002年5月26日

改正:2003年3月30日

(名称)

第1条 この会はうおぬま国際交流協会(以下「協会」という)という。

2. 英文名は Uonuma Association for Multicultural Exchange という。
3. 略称を UMEX「夢っくす」という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を新潟県南魚沼市国際町 777 番地(国際大学内)に置く。

(目的)

第3条 協会は、魚沼地区の国際化と異文化の正しい理解を促し、多文化共生社会へ向けた魅力ある開かれた地域の創造に貢献するとともに、連帯と協調のもと地球社会の発展と平和の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 留学生/外国人の日本語学習支援と日本人の多言語学習支援
- (2) 異文化理解を深めるための学習体験の機会を提供する事業の企画と運営
- (3) ホストファミリーの登録とホームステイの企画と運営
- (4) 留学生/外国人に対する各種生活相談
- (5) バザーなど財政基盤を拡充する事業活動の企画と運営
- (6) 地域の国際交流行事の企画と運営
- (7) 会員のための各種研修の企画と運営
- (8) 広報・情報紙の編集と発行、ホームページを通じた情報提供
- (9) 他の国際交流機関等との連携
- (10) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 協会は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

2. 会員の資格を有する個人、法人及び団体は次のとおりとする。
 - (1) 個人:魚沼地区に在住、在勤又は在学(高校生以下は除く)する者

- (2) 法人:魚沼地区に本店、支店又は事業所を有する法人
- (3) 団体:魚沼地区に存する法人以外の団体
- (4) その他、運営委員会で承認を得た者
- (5) 家族会員:会員の3等親以内の家族で会員と同居する者

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める書式により申請し、会長に提出する。

- 2. 会長は、入会の申込があったときは、正当な理由がない限り承認しなければならない。
- 3. 会長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1)死亡(団体会員に会っては解散)したとき
- (2)退会を申し出たとき
- (3)正当な理由なく会費を滞納し、督促を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4)除名されたとき

(除名)

第9条 協会は、協会の名誉傷つける行為のあった会員を、運営委員の3分の2以上の賛成により、除名することができる。

- 2. 運営委員会は、除名決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第10条 帰納の会費、その他の拠出金品は返還しない。

(役員)

第11条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 運営委員 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2. 役員は15名以内とし、総会において運営委員と監事を選任する。

3. 会長、副会長は運営委員の互選により選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員職務)

第13条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、代表を補佐し、代表に事故があったときはその職務を代理する。
3. 運営委員は、この会則に定めるところにより、協会の業務を議決し、執行する。
4. 監事は、協会の会計その他の事務を監査する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、運営委員会、および部会とする。

2. 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要の都度代表が召集する。
3. 運営委員会は、必要に応じ会長が召集する。
4. 総会及び運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第15条 総会は、次の事項を協議する。

- (1) 会則の制定及び改正
 - (2) 役員を選任
 - (3) 予算及び決算の承認
 - (4) 事業計画及び事業報告の承認
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
2. 総会の議決を必要とするもので緊急を要する場合、その他やむを得ない理由により総会に付議することができない事項については、運営委員会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。
 3. 前項の議決事項については、次期総会において報告しなければならない。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 運営委員会は必要に応じてアドバイザーをおくことができる。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第17条 本会に下記の部会を置き、会員から公募した部員により構成し、部員間の互選により部会長を選任する。

- (1) サロン運営部会 夢っくすサロンの運営と行事の企画に関すること。
 - (2) イベント企画部会 会員相互の理解と留学生(外国人)への日本理解を支援する行事の企画と運営に関すること。
 - (3) 広報部会 会員向けニュースレターの発行、地域向け広報活動、ホームページの運用に関すること。
 - (4) 研修部会 協会の活動に必要な異文化理解や国際理解教育等、会員に必要な研修会の企画と運営に関すること。
 - (5) 多言語学習支援部会 留学生(外国人)向け日本語学習支援と日本人向け外国語学習支援に関すること。
 - (6) 事業企画部会 協会の財政的自立に資する事業の企画と運営に関すること。
2. 各部会は予算と事業計画を作成し、運営委員会に提出し承認を受ける。
 3. 各部会長は承認を受けた予算の執行に責任を持ち、所定の期限までに活動報告を運営委員会に提出する。
 4. 各部会には最低1名の運営委員が所属し、運営委員会と部会との連絡調整にあたる。

(事務局)

第18条 本会に事務を行うため事務局を置くことができる。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、委託料、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第20条 会員は、協会の会費として年額につき個人にあつては 3,000 円、家族会員にあつては 1,500 円、法人および団体にあつては 1 口 10,000 円以上を納入しなければならない。

2. 前項の年額の計算期間は、次条に定める会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途において、会員資格の取得があつた場合においても、全額を納付するものとする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は運営委員会において決定する。